

第56回

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前11時

場 所

東京都多摩市永山六丁目21番1号
当社4階 会議室

第56回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会会場ご案内図

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

国際計測器株式会社

証券コード 7722

(証券コード 7722)
2025年6月12日
(電子提供措置の開始日2025年5月30日)

株 主 各 位

東京都多摩市永山六丁目21番1号
国際計測器株式会社
代表取締役社長 松 本 進 一

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第56回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.kokusaikk.co.jp/ir/shareholders/>)

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載
しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、当社名
又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認ください
ますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数な
がら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に
対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時45分までに到着するように、ご送
付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前11時（受付開始予定時刻 午前10時）
2. 場 所 東京都多摩市永山六丁目21番1号
当社 4階 会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項 第56期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
第56期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

【ご注意事項】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎会社法改正により電子提供措置事項について、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した当該書面をお送りいたします。なお、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。
したがいまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ②連結計算書類の連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書
 - ④計算書類の個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎本定時株主総会におきましては、お土産の配付を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎ご来場の株主様で体調がすぐれないようにお見受けした方には、お声かけのうえ、議場へのご入場をお控えいただくことがございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
(<https://www.kokusaikk.co.jp/>)

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

「株主総会参考書類」をご検討のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合

株主総会開催日時

2025年6月27日(金) 午前11時

同封の議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。



株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使 行使期限 2025年6月26日(木)午後5時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

なお、賛否のご表示をされない場合は、賛成のご表示をされたものとして取り扱います。



「スマート行使」による議決権行使 行使期限 2025年6月26日(木)午後5時45分まで

1 同封の議決権行使書用紙の右下「スマート行使」用QRコードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取ります。

※QRコードを読み取れるアプリケーションまたは機能が導入されていることが必要です。
(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2 画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更する場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

インターネットによる議決権行使 行使期限 2025年6月26日(木)午後5時45分

議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。



「スマート行使」およびインターネットによる行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

電話番号 0120-768-524 (フリーダイヤル)

(ご利用時間 午前9時～午後9時(年末年始を除く))

重複して議決権を行使された場合のお取扱い

※書面とインターネット等(「スマート行使」を含む。)により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。

※インターネット等(「スマート行使」を含む。)により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の利益状況並びに企業環境等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。なお、中間配当金を含め、年間の配当金は1株当たり30円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 20円
総額 270,747,320円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結のときをもって取締役9名が任期満了となりますので、取締役8名の再任及び1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	松 本 繁 (1942年4月22日生)	1969年6月 当社を設立し、取締役就任 1979年7月 当社代表取締役社長 1985年5月 松本繁興産株式会社代表取締役 (現任) 1987年11月 KOKUSAI INC.代表取締役(現任) 1998年3月 上海松雲国際計測器有限公司董事長 1998年4月 当社海外事業本部長 1998年12月 孝感松林国際計測器有限公司 董事 1999年6月 KOREA KOKUSAI CO.,LTD. 代表取締役(現任) 2002年10月 高技国際計測器(上海)有限公司 董事長(現任) 2006年2月 Thai Kokusai CO.,LTD. 代表取締役(現任) 2009年12月 松林国際試験機(武漢)有限公司 董事長 2017年6月 当社代表取締役会長(現任)	192,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社創業より取締役を務め、1979年より代表取締役社長として、技術開発型企業の基盤を構築するなど、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者としていたしました。		
2	松 本 進 一 (1959年1月23日生)	1981年4月 株式会社寿屋入社 1997年10月 当社入社、九州営業所長 1999年6月 当社生産管理部次長 2009年6月 当社生産管理部長 2009年6月 当社取締役、生産管理部長 2017年6月 当社取締役、管理本部長 2021年6月 当社代表取締役社長(現任)	300,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、生産管理部門・総務経理部門の責任者を務めるなど、生産管理及び総務経理に関する経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者としていたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	松 本 博 司 (1954年12月24日生)	1979年11月 当社入社 1989年6月 当社総務部長 1998年6月 当社取締役、総務部長 2003年6月 当社取締役退任 2004年6月 当社取締役、総務部長 2010年3月 東伸工業株式会社代表取締役(現任) 2017年6月 当社代表取締役社長 2021年6月 当社取締役、管理本部長(現任)	300,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、総務経理部門・子会社の責任者を務めるなど、経営及び財務経理に関する経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者といたしました。			
4	田 代 和 義 (1954年9月9日生)	1973年4月 ジェコー株式会社入社 1977年2月 当社入社 1994年4月 当社第一製造技術部長 2004年4月 高技国際計測器(上海)有限公司 技術本部長 2005年6月 当社取締役、第一製造技術部長 2007年4月 当社取締役、技術開発部長 2017年5月 当社取締役、技術本部長 2019年7月 当社取締役、技術本部長 兼東伸工業株式会社取締役副社長 2021年6月 当社取締役、技術開発部長 兼東伸工業株式会社取締役副社長(現任)	70,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、技術開発部門・製造部門の責任者を務めるなど、開発及び製造に関する経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者といたしました。			
5	村 内 一 宏 (1959年11月24日生)	1982年4月 当社入社 2000年4月 当社技術開発部次長 2006年4月 当社第三製造技術部長 2009年6月 当社取締役、第三製造技術部長 2009年7月 当社取締役、第二技術部長 2017年5月 当社取締役、技術本部副本部長 2021年6月 当社取締役、技術本部長(現任)	24,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、技術開発部門・製造部門の責任者を務めるなど、開発及び製造に関する経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
6	鈴 木 三 郎 (本名 李 福 煥) (1953年5月27日生)	1977年4月 当社入社 1989年4月 当社大阪営業所長 1995年4月 国際計測器株式会社(韓国) 取締役、副社長 2000年4月 KOREA KOKUSAI CO., LTD. 取締役、副社長(現任) 2011年6月 当社取締役(現任)	42,300株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業部門・子会社の責任者を務めるなど、経営及び営業に関する経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者いたしました。		
7	小 椋 一 雄 (1954年9月13日生)	1975年4月 当社入社 1993年4月 当社海外部次長 2002年4月 当社第三製造技術部長 2006年4月 高技国際計測器(上海)有限公司 総経理 2010年4月 高技国際計測器(上海)有限公司 副総経理 2011年6月 当社取締役(現任) 2018年4月 高技国際計測器(上海)有限公司 総経理(現任)	70,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業部門・製造技術部門・子会社の責任者を務めるなど、経営・営業・製造技術に関する経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者いたしました。		
8	石 倉 純 一 (1953年11月15日生)	1978年4月 当社入社 1997年6月 当社地震振動計測事業部長 1999年4月 当社生産管理部長 2000年6月 当社取締役、生産管理部長 2009年4月 当社取締役、名古屋営業所長 2010年5月 当社取締役、第二営業部長 2011年6月 当社名古屋営業所長 2016年6月 当社取締役、名古屋営業所長 2017年7月 当社取締役、営業本部長兼名古屋営業所長 2019年10月 当社取締役、営業本部長 2021年6月 当社取締役、国内営業本部長(現任)	40,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、生産管理部門・営業部門の責任者を務めるなど、生産管理及び営業に関する経験・実績・見識を有しており、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
9	ほ ん だ し ん い ち 本 田 慎 一 (1970年11月3日生)	1993年4月 株式会社フジソク 入社 1996年4月 株式会社三真 入社 2012年4月 株式会社三真 専務取締役就任 2014年12月 株式会社三真 代表取締役就任(現任)	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、株式会社三真の代表取締役としての豊富な経験・実績を有し、事業経営に高い見識を有しており、業務執行から独立した客観的な立場から、当社取締役としての責務を十分果たし得る人物と判断しており、経営者としての知見を活かし経営陣の監督をするため、社外取締役の責務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者といいたしました。 【候補者と当社との間の特別の利害関係】 同氏は、株式会社三真の代表取締役であり、同社と当社との間には仕入れに係る取引があります。 【責任限定契約の内容の概要】 当社は、本田慎一氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度額内で締結する予定です。		

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、渡會賢二氏の補欠の監査役として、あらかじめ補欠の監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社 株 式 の 数
みやしたひろし 宮 下 博 至 (1944年10月31日生)	1965年 4 月 1971年 6 月 1979年 6 月 1987年 8 月 1998年 6 月 2017年 7 月	株式会社国際機械振動研究所入社 当社入社、技術開発部長 日本ビブロン株式会社代表取締役 当社取締役、技術開発部長 当社常務取締役、技術本部長 当社技術本部 顧問(現任)	160,000株
【補欠監査役候補者とした理由】 同氏は、当社の技術部門を担当し、常務取締役を務め、当社の経営について豊富な経験を有しています。この経験や見識を活かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、補欠監査役候補者いたしました。			
【候補者と当社との間の特別の利害関係】 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。			
【責任限定契約の内容の概要】 当社は、宮下博至氏の就任が承諾された場合は同氏との間で会社法第427条第 1 項の規定による責任限定契約を法令の限度額内で締結する予定であります。			

以 上

第56期 事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

	売上高	営業利益又は 営業損失(△)	経常利益又は 経常損失(△)	親会社株主に帰属す る当期純利益又は 親会社株主に帰属す る当期純損失(△)
当連結会計年度	132億4百万円	12億1千1百万円	14億1千1百万円	9億4千万円
前連結会計年度	102億3千9百万円	△6億1千2百万円	△1億5千3百万円	△2億5千8百万円
伸 長 率	29.0%	－%	－%	－%

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、半導体不足による影響が緩和されつつあるものの、部品納期の長期化や資源高の影響を受けており、ウクライナ情勢の緊張が長期化し、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

また、日本経済は、部品納期の長期化や資源高の影響を受けているものの、景気は回復の傾向を見せており、企業の設備投資が再度検討されております。なお、当社グループが主力取引先としている中国及び東南アジアの自動車及びタイヤ業界の設備投資については、当連結会計年度において回復傾向で推移しており、当社の主力顧客である日系企業や中国企業の欧州や東南アジア等への海外進出が続いております。

国内自動車関連メーカーの設備投資につきましては、電動化の推進やカーボンニュートラルなどの世界的潮流への対応に注力するなか、電気自動車等の環境や省エネに配慮した自動車部品に対する製造・研究開発分野への投資が続いております。

このような経営環境のなかで当社グループは、生産ライン用の試験装置であるバランシングマシンとともに、研究開発用でありイニシャルコストとランニングコストの低減が見込める電気サーボモータ式試験機の営業活動を、国内及びアジアを中心に積極的に展開しております。この結果、中国をはじめとするアジアのタイヤメーカー向けの生産ライン用タイヤ関連試験機の大型受注や、国内部品メーカー向けの電気サーボモータ式試験機等の受注を獲得いたしました。

売上高につきましては、部品等の供給不足に伴う製品製造期間の長期化や、客先との納期調整は継続しているものの、アジアのタイヤメーカーを中心としたバランシングマシンの売上検収が増加したことにより前連結会計年度と比較して増加しております。

利益面につきましては、前連結会計年度と比較してバランシングマシンの売上伸長により利益を計上しております。

受注高

139億8千9百万円 （前連結会計年度比4.4%減）

セグメントの状況は以下のとおりであります。

[国際計測器株式会社]

海外向けバランスングマシンの出荷・検収が増加したため、全体として出荷・検収は増加いたしました。

その結果、売上高は増加し、経常利益となりました。

売上高 103億4千9百万円 (前連結会計年度比36.4%増)

経常利益 11億2千2百万円 (前連結会計年度は4億3千4百万円の損失)

[東伸工業株式会社]

電力業界からのクリープ試験装置や腐食環境試験装置などの受注が増加したものの、材料試験機の出荷・検収が減少いたしました。

その結果、売上高は減少したものの、売上原価の改善により、経常損失は前連結会計年度と比較して減少いたしました。

売上高 2億6千7百万円 (前連結会計年度比18.8%減)

経常損失 3百万円 (前連結会計年度は3千4百万円の損失)

[米国]

大手タイヤメーカーへのバランスングマシンの出荷・検収が増加したものの、外資系自動車関連メーカーへの電気サーボモータ式試験機の出荷・検収が減少いたしました。

その結果、売上高は減少し、経常利益は前連結会計年度と比較して減少いたしました。

売上高 14億3百万円 (前連結会計年度比7.5%減)

経常利益 8百万円 (前連結会計年度比78.9%減)

[韓国]

韓国大手自動車関連メーカーへのバランスングマシンやシャフト歪自動矯正機の出荷・検収が増加いたしました。

その結果、売上高は増加し、経常利益は前連結会計年度と比較して増加いたしました。

売上高 19億1千7百万円 (前連結会計年度比41.8%増)

経常利益 3億7千3百万円 (前連結会計年度比74.1%増)

[中国]

中国国内のタイヤメーカーへのバランスングマシンの出荷・検収が減少いたしました。
その結果、売上高は減少したものの、経常損失は前連結会計年度と比較して減少いたしました。

売上高 4億6千8百万円 （前連結会計年度比53.1%減）
経常損失 9百万円 （前連結会計年度は3千万円の損失）

当連結会計年度における部門別売上高及び受注高は、次のとおりであります。

区 分	受 注 高 (百万円)	売 上 高 (百万円)	売上高構成比 (%)
バ ラ ン シ ン グ マ シ ン	8,885	8,641	65.4
電 気 サ ー ボ モ ー タ 式 試 験 機	2,639	2,277	17.2
シ ャ フ ト 歪 自 動 矯 正 機	328	544	4.1
材 料 試 験 機	567	241	1.8
そ の 他	1,568	1,499	11.4
合 計	13,989	13,204	100.0

当連結会計年度は、受注高で前連結会計年度比4.4%減、期末の受注残高は131億9千1百万円と約12.1ヶ月分（130億円前提）の生産量となっております。

売上高については、タイヤユニフォーミティ・バランス複合試験機（UBマシン）を中心とするタイヤ関連試験機の売上に占める割合が売上全体の60.0%となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は58百万円であり、特記すべき事項はございません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

4. 財産及び損益の状況の推移

期 別		第53期 2022年 3 月期	第54期 2023年 3 月期	第55期 2024年 3 月期	第56期 (当連結会計年度) 2025年 3 月期
区 分					
売 上 高	百万円	11,127	10,037	10,239	13,204
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	百万円	475	△66	△258	940
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	円	34.24	△4.82	△18.77	69.08
総 資 産	百万円	17,371	20,413	20,517	20,840
純 資 産	百万円	11,298	11,250	11,015	11,601

5. 対処すべき課題

当社グループの主力ユーザーである自動車部品・タイヤメーカー及び電子・家電メーカーのアジア圏を中心とした地域への海外生産移管が、今後も継続することが予想され、さらに現地ユーザーからの受注も増加傾向にあります。

これにより競合メーカーとの価格競争が激化し、当社グループの主力製品であるバランスングマシンを中心とした試験計測機も、その影響を受けております。

このような状況の下、当社グループは以下の課題につき対処していく所存であります。

(1) 生産体制

古河テクニカルセンターにおける受託試験も開始しており、本社第三工場の生産スペースの拡大により、電気サーボモータ式各種試験機等の生産能力も向上しております。

また、各連結子会社の現地生産体制を強化するため社内外を問わず生産スペースの拡充を図り、今後もグループ全体としてコストダウンの相乗効果を上げるために、各社の生産管理部門及びエンジニアリング部門をさらに強化してまいります。

(2) 財務戦略

当社グループの海外売上高は、当連結会計年度において70.7%と高い比率になっております。このため、為替予約などの施策を行うことにより、為替相場の変動による業績への影響を極力抑えるよう努力いたします。製品製造期間の長期化に対応するため、運転資金を調達しておりますが、業績に与える影響を少なくするように調達手段を検討しております。

(3) 研究開発

当社グループは、これまでユーザーのニーズを的確に把握し、特に現場担当者の方々の声を反映させて新製品の開発を行ってまいりました。

既存事業の主力製品であるタイヤ関連試験機につきましては、生産ライン用タイヤバルーンセンサー及びユニフォームティマシンの設計変更等によるコストダウン・精度向上を目指した研究開発を今後も継続して行ってまいります。

また、普通乗用車及びトラック・バス用「タイヤ摩耗試験機」・「フラットロードタイヤ総合試験装置」をはじめとした、タイヤの耐久性・グリップ力・転がり抵抗など、タイヤの基本性能・精度向上を目指した研究開発用各種試験機の研究開発を推進してまいります。

近年、自動車の自動運転化への流れが急速に進むなかで、EVモーターや車載用の各種コンピューターユニット等、自動運転を実現するための各製品に対して、今まで以上に高い信頼性（性能・耐久・安全）が求められる試験機需要が高まるとともに、EV化に伴い車両部品が発生する振動の重要度に関する認識が強まっております。

当社グループが今後の主力製品の柱として位置付けて研究開発を推進し、製品化に成功した「電気サーボモータ式試験機」及び「動電型3軸同時振動試験機」はユーザーから要求される性能試験に対応する製品シリーズとして高い評価をいただいております、さらなる製品開発を進めております。

この試験機は、競合他社が製造している従来の油圧試験システムと比較して「環境・メンテナンス・省エネ等」の面で優れた性能を有しており、特に近年CO₂削減による省エネ化が重要視されているため、今後さらに多くの納入実績を積み重ねてまいります。

今後さらに性能・精度・機能面の向上を目指して、新たな試験機需要に対応した研究開発活動を推進してまいります。

(4) 人材育成

今後予想される競合他社による製品の価格低下圧力や生産増加・品質向上に対応するため、また、海外連結子会社における生産能力や品質の向上、現地ユーザーに対するメンテナンス等の対応能力をより一層高めるため、エンジニアの育成を重要な課題と位置付けております。

具体的な施策としては、従来より当社グループの現地スタッフに対する技術研修、各連結子会社への積極的な技術指導を行っておりますが、今後も継続してグループ全体として人材育成に取り組むとともに、海外サービス人員確保のための人材採用を強化してまいります。

6. 主要な事業内容

- ・自動車業界向け各種試験及び計測装置の製造販売
- ・タイヤ業界向け各種試験及び計測装置の製造販売
- ・モーター及び回転機器を対象とする試験及び計測装置の製造販売
- ・各種自動検査装置の製造販売

品 目

- ・動釣合試験機（バランスングマシン）
- ・生産ライン用タイヤバランサー
- ・タイヤユニフォーミティ／バランス複合試験機
- ・ロードホイールバランス／振れ測定機
- ・タイヤバランスウエイトアプライヤー
- ・シャフト歪自動矯正機
- ・巻線試験機
- ・生産ライン用モーター総合試験機
- ・ギヤーテスター（片歯面・両歯面）
- ・地震計測システム
- ・電気サーボモータ式試験機
- ・動電型振動試験機
- ・金属、新素材関係の材料試験装置

7. 主要拠点等（2025年3月31日現在）

(1) 主要な営業拠点及び製造拠点

当 社 名 称	拠 点	所 在 地
本社営業部 ・ 本社工場	営業・製造	東京都多摩市
名古屋営業所	営業	愛知県名古屋市
大阪営業所	営業	大阪府豊中市
九州営業所	営業	福岡県北九州市
台湾支店	営業	台湾

子 会 社 名 称	拠 点	所 在 地
東伸工業株式会社	営業・製造	東京都多摩市
KOKUSAI INC.	営業・製造	米国
KOREA KOKUSAI CO.,LTD.	営業・製造	韓国
高技国際計測器(上海)有限公司	営業・製造	中国
Thai Kokusai CO.,LTD.	営業	タイ

(2) 従業員の状況

	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
合計又は平均	297名	10名増	47.4歳	15.3年

(注) 従業員数には、常勤嘱託を含んでおります。

8. 重要な親会社及び子会社の状況（2025年3月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
KOKUSAI INC.	1,020千米ドル	100.0%	試験・計測機器の製造、販売、サービス
KOREA KOKUSAI CO.,LTD.	17億ウォン	100.0%	試験・計測機器の製造、販売、サービス
KOKUSAI Europe GmbH.	25千ユーロ	100.0%	試験・計測機器の販売、サービス
高技国際計測器(上海)有限公司	8,277千元	100.0%	試験・計測機器の製造、販売、サービス
Thai Kokusai CO.,LTD.	4百万バーツ	49.0%	試験・計測機器の販売、サービス
東伸工業株式会社	54,000千円	100.0%	材料試験機の製造、販売、サービス

9. 主要な借入先及び借入額（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,875百万円
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	964百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	320百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	250百万円

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,500百万円
借入実行残高	－百万円
差引残高	1,500百万円

Ⅱ. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 21,200,000株
2. 発行済株式の総数 13,537,366株（自己株式662,634株を除く。）
3. 当事業年度末の株主数 6,400名（前事業年度末比114名増）
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
松本繁興産株式会社	5,210,000	38.49
松井 秀紀	303,000	2.24
松本 博司	300,000	2.22
松本 進一	300,000	2.22
国際計測器従業員持株会	297,000	2.19
株式会社日本カストディ銀行	216,500	1.60
松本 繁	192,000	1.42
野村證券株式会社	182,371	1.35
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	174,400	1.29
宮下 博至	160,000	1.18

（注） 当社は自己株式（662,634株）を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役に関する事項（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	松 本 繁	松本繁興産株式会社代表取締役 KOKUSAI INC. 代表取締役 KOREA KOKUSAI CO., LTD. 代表取締役 高技国際計測器(上海)有限公司董事長 Thai Kokusai CO., LTD. 代表取締役
代 表 取 締 役 社 長	松 本 進 一	
取 締 役	松 本 博 司	管理本部長 東伸工業株式会社代表取締役
取 締 役	田 代 和 義	技術開発部長 東伸工業株式会社取締役副社長
取 締 役	村 内 一 宏	技術本部長
取 締 役	鈴 木 三 郎	KOREA KOKUSAI CO., LTD. 取締役副社長
取 締 役	小 椋 一 雄	高技国際計測器(上海)有限公司総経理
取 締 役	石 倉 純 一	国内営業本部長
取 締 役	本 田 功	株式会社三真取締役会長
常 勤 監 査 役	渡 會 賢 二	東伸工業株式会社監査役
監 査 役	斎 藤 一 彦	弁護士
監 査 役	白 石 紀 之	税理士

- (注) 1. 取締役本田氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役斎藤氏及び白石氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役白石氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断しております。
4. 監査役斎藤氏及び白石氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当社は社外取締役本田氏、社外監査役斎藤氏及び社外監査役白石氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、責任の限度とする旨の契約を締結しております。
6. 社外取締役本田氏の兼職先である株式会社三真は、当社との間で仕入れに係る取引があります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、取締役の個人別の報酬等の内容に係る事項を取締役会において決議しております。取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。）は固定報酬（任期中に限る。毎月同額）及び賞与とし、それぞれの金額は、いずれも株主総会決議で定められた金額の範囲内において、取締役会が、事業への貢献度、役位、職責、在任年数を総合的に勘案して、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬は、株式の直接保有を通じた株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、役職及び職責に応じて、今後1年分につき定時総会後初めて開催する取締役会において決定しております。なお、固定報酬については、金額変更の必要がある場合は、取締役会において決議しております。

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、月額報酬のみとしております。

役員退職慰労金については、長期的なインセンティブ付与を目的に毎年一定額を引き当て、退任時に株主総会決議を得たうえで、退任時に一括して支払う金額を役員退職慰労金規程に従って、取締役会にて支給金額を決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会において社外取締役も含めて精査し、決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年6月19日開催の第46回定時株主総会において年額6億円以内（うち社外取締役分が年額3,000万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で2020年6月29日開催の第51回定時株主総会において、株式報酬の額を年額4,000万円以内、株式数の上限を年20,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。

監査役の金銭報酬の額は、2015年6月19日開催の第46回定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社においては、株主総会にて定められた上限に基づき、取締役会にて取締役の個人別の報酬を決議しております。なお、各取締役の報酬金額については、社外取締役の同意を得て決議しております。

④取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外 取締役)	300,940 (2,160)	292,940 (2,160)	—	— (—)	8,000 (—)	9 (1)
監査役 (うち社外 監査役)	12,000 (4,320)	11,520 (4,320)	—	— (—)	480 (—)	3 (2)

- (注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額37,578千円を支払っております。
3. 非金銭報酬等である株式報酬は、株主価値向上への貢献意欲や士気を一層高め、株主の皆様との価値共有を進めることを目的とする譲渡制限付株式報酬です。当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を3年間とし、当該譲渡制限期間中に任期満了又は定年その他当社の取締役会が相当と認める事由により当社又は当社子会社の役員等の地位のいずれかの地位を退任又は退職した場合、退任又は退職直後時点で譲渡制限を解除すること等の条件が付されております。

3. 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	本田 功	当事業年度開催の取締役会において全16回中16回出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。また、上記のほか取締役の報酬決議に際して、その内容を精査し、客観的な立場から会社の業績等の評価を反映させるなど、経営陣の監督に努めております。
監査役	斎藤一彦	当事業年度開催の取締役会において全16回中16回出席し、また、当事業年度開催の監査役会において全14回中14回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	白石紀之	当事業年度開催の取締役会において全16回中16回出席し、また、当事業年度開催の監査役会において全14回中14回出席し、長年にわたる税理士としての専門的な観点から必要な発言を行っております。

②社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	本田 功	株式会社三真の取締役会長としての豊富な経験・実績を有し、事業経営に高い見識を有しており、業務執行から独立した客観的な立場から、当社取締役としての責務を十分果たしており、経営者としての知見を活かし経営陣の監督をするため、社外取締役の責務を適切に遂行していただいております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任監査法人 トーマツ
- (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額）	47,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (3) 非監査業務の概要

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

2. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保する体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、役職員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、行動するための企業行動規範を定め、取締役自らによる率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。
 - ② 各取締役はそれぞれの担当部門に関する法令遵守の責任を負うものとし、担当部門に係る法令遵守の体制を構築し、これを適切に管理するとともに、当該法令遵守の状況を定期的に取締役会に報告するものとする。
 - ③ 法令違反に関する事実の社内報告体制については、社内規程（「社員倫理規程」）に従いその運用を行うものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理し、取締役又は監査役からの閲覧の要請が可能となる場所に保管する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の基礎として、危機管理規程に基づき、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に止める体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、当社は、職務権限規程を定め、取締役決裁、社長決裁等の権限を明確化し、社長決裁事項のうち、重要な事項については、経営会議（取締役及び役職者で構成）にて審議のうえ、執行決定を行う。
 - ② 代表取締役は、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。代表取締役は、その遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会及び経営会議において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

- (5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する体制
 - ③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ④ 当社の子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 子会社は、当社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、その他各会社の個性及び特性を踏まえつつ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。
- また、当社に準じた損失の危機の管理に関する体制を整える。
- (b) 当社は、関係会社管理規程に基づき、管理担当取締役の下、各部門が各々担当する子会社の管理を行い、業務執行に関する事項の報告を行う。子会社の取締役又は監査役を当社より派遣し、派遣された取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。当社より派遣された監査役及び内部監査部門は子会社の業務執行状況を監査し、その結果を当社に報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを置くものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 前号の監査役スタッフは、監査役が求める業務補助を行う間、取締役の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の人事異動、人事評価及び賞罰措置は、監査役会の同意を得なければならない。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるとき、或いは、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
- 前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、書類の提示を求めることができる。
- (9) 子会社の取締役・監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制
- 子会社の役職員は、職務の執行状況等について、当社監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。

- (10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に前8号9号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、企業活動に対する見識豊富な社外監査役の就任を確保し、社外監査役の代表取締役に対する独立性を保持し、的確な監査が行える体制を整える。
代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図るものとする。
監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
当社は、監査役の要請に応じて、監査役が、会社の顧問弁護士とは別の弁護士、その他外部の専門家に相談することができる体制を確保する。
- (13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との取引の防止に努め、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断することを基本方針とする。
反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を総務部とし、反社会的勢力に関する情報の一元管理を行う。また、弁護士等の外部専門機関との連携を密にし、不当要求や妨害行為等が発生した場合は、外部専門機関と連携し、組織的に対応する体制とする。
上記の基本方針を「社員倫理規程」に記載し、業務運営のなかで周知徹底する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における取り組みにつきましては、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制」が適切に運用されていることを、業務監査、監査役監査、コンプライアンス研修を通じて確認しております。

（本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。）

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,864,572	流 動 負 債	6,883,680
現 金 及 び 預 金	7,899,193	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,514,572
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	3,185,325	短 期 借 入 金	970,000
商 品 及 び 製 品	641,776	1年内返済予定の長期借入金	659,776
仕 掛 品	2,898,365	未 払 法 人 税 等	365,572
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	749,279	賞 与 引 当 金	145,058
未 収 還 付 法 人 税 等	10,043	製 品 保 証 引 当 金	101,609
そ の 他	489,398	前 受 金	2,673,161
貸 倒 引 当 金	△8,810	そ の 他	453,930
固 定 資 産	4,976,409	固 定 負 債	2,355,652
有形固定資産	2,872,202	長 期 借 入 金	1,780,258
建 物 及 び 構 築 物	3,167,115	繰 延 税 金 負 債	130,977
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	255,093	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	192,536
土 地	1,305,791	退 職 給 付 に 係 る 負 債	178,847
リ ー ス 資 産	3,036	資 産 除 去 債 務	18,850
そ の 他	465,218	そ の 他	54,183
減 価 償 却 累 計 額	△2,324,052	負 債 合 計	9,239,333
無形固定資産	72,213	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	72,213	株 主 資 本	10,362,686
投資その他の資産	2,031,994	資 本 金	1,023,100
投 資 有 価 証 券	712,386	資 本 剰 余 金	936,400
繰 延 税 金 資 産	28,146	利 益 剰 余 金	8,829,787
保 険 積 立 金	1,176,673	自 己 株 式	△426,601
そ の 他	547,122	その他の包括利益累計額	861,583
貸 倒 引 当 金	△432,335	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	151,316
資 産 合 計	20,840,981	為 替 換 算 調 整 勘 定	710,266
		非 支 配 株 主 持 分	377,378
		純 資 産 合 計	11,601,648
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,840,981

連 結 損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,204,277
売上原価	8,305,181
売上総利益	4,899,095
販売費及び一般管理費	3,688,025
営業利益	1,211,070
営業外収益	
受取利息及び配当金	194,156
為替差益	25,666
その他	14,075
営業外費用	
支払利息	25,576
売上債権売却損	3,664
支払手数料	3,553
保険解約損	124
その他	166
経常利益	1,411,883
税金等調整前当期純利益	1,411,883
法人税、住民税及び事業税	358,751
法人税等調整額	52,868
当期純利益	1,000,262
非支配株主に帰属する当期純利益	59,885
親会社株主に帰属する当期純利益	940,376

連結株主資本等変動計算書

（自 2024年4月1日
至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	1,023,100	936,400	8,162,267	△327,246	9,794,520
当期変動額					
剰余金の配当			△272,856		△272,856
親会社株主に帰属する 当期純利益			940,376		940,376
自己株式の取得				△99,354	△99,354
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	667,520	△99,354	568,165
当期末残高	1,023,100	936,400	8,829,787	△426,601	10,362,686

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
当期首残高	167,887	775,482	943,369	277,843	11,015,733
当期変動額					
剰余金の配当					△272,856
親会社株主に帰属する 当期純利益					940,376
自己株式の取得					△99,354
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△16,570	△65,215	△81,786	99,535	17,748
当期変動額合計	△16,570	△65,215	△81,786	99,535	585,914
当期末残高	151,316	710,266	861,583	377,378	11,601,648

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6 社

連結子会社の名称

KOKUSAI INC.

KOREA KOKUSAI CO., LTD.

KOKUSAI Europe GmbH.

高技国際計測器(上海)有限公司

Thai Kokusai CO., LTD.

東伸工業株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 一社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、KOKUSAI INC.、KOKUSAI Europe GmbH.、高技国際計測器(上海)有限公司及びThai Kokusai CO., LTD. の決算日は12月31日、KOREA KOKUSAI CO., LTD. 及び東伸工業株式会社の決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、高技国際計測器(上海)有限公司については連結決算日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社については、各子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

なお、取得価額と債券金額との差額のうち金利の調整と認められる部分については、償却原価法(利息法)による取得価額の修正を行っております。

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

a 製品・仕掛品

……主として個別法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下の方法)

b 原材料

……主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下の方法)

c 貯蔵品

……最終仕入原価法

③デリバティブの評価基準及び評価方法

……時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

……主として定率法

ただし、当社及び国内連結子会社では1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～40年

機械装置及び運搬具 3年～12年

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

当社及び一部連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

③製品保証引当金

当社及び一部連結子会社は、販売済み製品に対する保証期間中の無償サービス費用に備えるため、過去の発生実績に基づく見積額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

当社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、自動車メーカー、自動車部品メーカー、タイヤメーカー等の自動車関連メーカーを主な得意先としており、バランシングマシン、シャフト歪自動矯正装置などの生産ライン用試験機や、材料試験機、電気サーボモータ式試験機などの研究開発用試験機の製造・販売を行っております。

当社及び連結子会社の履行義務は、主に完成した製品を顧客に供給することです。原則として、顧客が製品を検収した時点又は契約条件に基づく顧客への製品の引き渡し時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

原則として、製品の国内販売においては主に顧客により製品が検収された時に、製品の輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に履行義務が充足されることから、これらの時点で一時点で収益を認識しております。

認識した収益に係る対価の受領は、履行義務の充足時点から概ね1年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

なお、1つの契約について複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しており、退職給付債務から年金資産を控除した金額を退職給付に係る負債としております。

②重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日(仮決算日を含む)の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外連結子会社の期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

仕掛品の評価

(1) 連結計算書類に計上した金額

仕掛品 2,898,365千円

上記のうち、主要な製造拠点である「日本（国際計測器株式会社）」セグメントに属する仕掛品の金額は1,592,836千円であります。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

国際計測器株式会社（以下、「当社」という。）はバランシングマシン等の各種試験及び計測装置を製造しており、原価の算定については、顧客の要求する仕様に応じて製造するものであることを踏まえ、個別原価計算制度を採用しております。

また、(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. (1) ②に記載のとおり、仕掛品の連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下の方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

当社は収益性の低下に基づく簿価切下の検討に当たり、当連結会計年度末時点の発生原価と過去の類似案件における原価の発生状況を比較し、採算の悪化が見込まれる案件について、契約額から将来における完成原価及び販売経費の見積額を控除した結果、赤字が見込まれる案件について、当該赤字額を棚卸資産評価損として計上しております。当連結会

計年度において、当社の製品及び仕掛品に対しての棚卸資産評価損については該当がないため計上しておりません。

棚卸資産評価損の算定において、将来における完成原価等については、当連結会計年度末時点における設計内容に基づいて完成及び販売までの追加作業が実施されると仮定し、残作業で必要となる部品と工数をもとに完成までに発生することが見込まれる原価、及び製品の運送費用など販売諸経費を見積もっております。

これらの見積りにおいて用いた仮定について、最終的な仕様が定まっていない仕掛品に対する新たな追加原価の発生により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、追加の棚卸資産評価損を認識する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は千円未満切捨により表示しております。
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	343,680千円
建物及び構築物	734,646千円
土地	1,212,275千円
投資有価証券	15,393千円
合計	2,305,997千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	820,000千円
1年内返済予定の長期借入金	608,536千円
長期借入金	1,694,308千円
合計	3,122,844千円

3. 減価償却累計額には、減損損失累計額10,411千円が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 記載金額は千円未満切捨により表示しております。
- 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 14,200,000株
- 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	137,483	10	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	135,373	10	2024年9月30日	2024年12月2日

- (2) 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月27日開催の定時株主総会において次の議案を付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	270,747	利益剰余金	20	2025年3月31日	2025年6月30日

(金融商品に関する注記)

- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入や社債発行によることを基本方針としております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わないことを基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに対しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとに取引金額に基づいた与信金額を設定しており、定期的に回収状況をモニタリングしております。

当社グループの事業は個別受注生産であるとともに、主要な取引先には財務体質の安定している大手企業や官公庁が多く、海外企業と取引をする際には信用状取引をベースとしていることから、信用リスクは低いものと認識しております。

グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。当該リスクに対しては、外貨建ての営業債権の金額の範囲内で、為替予約取引等のデリバティブ取引を行い、為替の変動リスクを低減しているとともに、外貨による回収額は外貨建預金口座に預け入れたのちに、為替相場が円安になった際に円建預金口座へ振替を行い、為替の変動リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資適格格付けの債券であり、定期的に時価を把握し財務状況等を確認しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内に支払期日が到来し、未払法人税等は、1年以内に納付期限が到来いたします。

有利子負債のうち、短期借入金は運転資金に係るものであり、長期借入金（原則として7年以内）は主に設備投資に係る資金調達によるものですが、安定した手元資金を確保することを目的とするものも含まれております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

為替の変動リスクを低減するため、デリバティブ取引として通貨オプション取引、為替予約取引を利用しております。

当社グループのデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内の金融機関であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないものと認識しております。当社グループが利用する通貨オプション取引及び為替予約取引についての基本方針は当社の取締役会で決定され、取引の実行及び管理は当社の総務部が行っており、取引結果については毎月当社の社長に報告しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいたため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」及び「未収還付法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 資産			
投資有価証券	712,386	712,386	—
(2) 負債			
長期借入金	2,440,034	2,400,149	△39,884

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	325,338	—	—	325,338
債券（その他）	—	385,777	—	385,777
投資信託	1,270	—	—	1,270
合計	326,609	385,777	—	712,386

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,400,149	—	2,400,149

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明方法

投資有価証券

株式及び投資信託は取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、取引先金融機関から提示された価格等によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価としております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	日本		米国	韓国	中国	計		
	国際計測器 株式会社	東伸工業 株式会社						
売上高								
バランスिंग マシン	6,650,017	－	1,098,233	677,180	93,338	8,518,769	122,564	8,641,333
電気サーボ モータ式 試験機	1,985,705	－	1,572	201,583	－	2,188,860	88,371	2,277,232
材料試験機	－	241,918	－	－	－	241,918	－	241,918
シャフト歪 自動矯正機	250,905	－	45,916	197,787	14,959	509,568	34,639	544,208
その他	1,011,115	－	239,518	88,354	69,253	1,408,242	91,341	1,499,584
顧客との契約 から生じる収 益	9,897,743	241,918	1,385,240	1,164,906	177,551	12,867,360	336,917	13,204,277
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への 売上高	9,897,743	241,918	1,385,240	1,164,906	177,551	12,867,360	336,917	13,204,277

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、東南アジア及びヨーロッパ等の現地法人を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形及び売掛金	3,644,488	3,185,325
契約負債		
前受金	2,313,968	2,673,161

(注) 1. 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた金額は、1,536,920千円であります。

(注) 2. 契約負債の増減は、主として前受金の受け取り（契約負債の増加）と、収益認識（契約負債の減少）によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

1年内	11,581,583
1年超	1,610,190

未充足の履行義務に配分した取引価格は、連結会計年度末日現在、当社グループが受注済みの製品の取引価格のうち、収益を認識していない取引価格の総額であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 829円13銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 69円08銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

なお、当社及び一部連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	192,149千円
退職給付費用	94,826千円
退職給付の支払額	△60,489千円
制度への拠出額	△47,752千円
為替換算調整	114千円
退職給付に係る負債の期末残高	178,847千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	576,379千円
年金資産	△411,762千円
	164,616千円
非積立型制度の退職給付債務	14,230千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	178,847千円
退職給付に係る負債	178,847千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	178,847千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	94,826千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は8,657千円でありました。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,273,635	流 動 負 債	5,093,646
現 金 及 び 預 金	3,744,469	支 払 手 形	24,456
受 取 手 形	460,058	買 掛 金	1,307,506
売 掛 金	1,908,014	短 期 借 入 金	820,000
商 品 及 び 製 品	638,699	1年内返済予定の長期借入金	642,736
仕 掛 品	1,592,836	未 払 金	196,052
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	535,133	未 払 費 用	80,889
未 収 消 費 税 等	316,818	未 払 法 人 税 等	277,055
そ の 他	77,834	前 受 金	1,450,700
貸 倒 引 当 金	△230	預 り 金	36,122
固 定 資 産	5,011,935	賞 与 引 当 金	136,925
有形固定資産	2,367,046	製 品 保 証 引 当 金	77,153
建 物	1,089,319	そ の 他	44,049
構 築 物	15,400	固 定 負 債	2,127,209
機 械 及 び 装 置	0	長 期 借 入 金	1,751,558
車 両 運 搬 具	2,211	退 職 給 付 引 当 金	164,265
工 具、器 具 及 び 備 品	47,839	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	192,536
土 地	1,212,275	資 産 除 去 債 務	18,850
無形固定資産	54,488	負 債 合 計	7,220,855
借 地 権	34,725	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	17,415	株 主 資 本	6,913,398
そ の 他	2,346	資 本 金	1,023,100
投資その他の資産	2,590,401	資 本 剰 余 金	936,400
投 資 有 価 証 券	712,386	資 本 準 備 金	936,400
関 係 会 社 株 式	431,332	利 益 剰 余 金	5,380,499
繰 延 税 金 資 産	73,307	利 益 準 備 金	32,850
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	600,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,347,649
投 資 不 動 産	164,375	繰 越 利 益 剰 余 金	5,347,649
保 険 積 立 金	1,113,717	自 己 株 式	△426,601
そ の 他	525,962	評価・換算差額等	151,316
貸 倒 引 当 金	△1,030,681	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	151,316
資 産 合 計	14,285,571	純 資 産 合 計	7,064,715
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,285,571

損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,335,735
売上原価	6,597,187
売上総利益	3,738,547
販売費及び一般管理費	2,796,921
営業利益	941,626
営業外収益	
受取利息及び配当金	193,234
受取家賃	17,280
受取事務手数料	753
為替差益	1,409
その他	9,662
営業外費用	
支払利息	24,144
売上債権売却損	3,664
支払手数料	3,553
減価償却費	10,196
保険解約損	124
その他	9
経常利益	1,122,273
税引前当期純利益	1,122,273
法人税、住民税及び事業税	258,055
法人税等調整額	69,745
当期純利益	794,472

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	1,023,100	936,400	936,400	32,850	4,826,033	4,858,883
当期変動額						
剰余金の配当					△272,856	△272,856
当期純利益					794,472	794,472
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	521,616	521,616
当期末残高	1,023,100	936,400	936,400	32,850	5,347,649	5,380,499

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△327,246	6,491,136	167,887	167,887	6,659,024
当期変動額					
剰余金の配当		△272,856			△272,856
当期純利益		794,472			794,472
自己株式の取得	△99,354	△99,354			△99,354
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△16,570	△16,570	△16,570
当期変動額合計	△99,354	422,261	△16,570	△16,570	405,690
当期末残高	△426,601	6,913,398	151,316	151,316	7,064,715

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①子会社株式及び関連会社株式
……移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
……時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
なお、取得価額と債券金額との差額のうち金利の調整と認められる部分については、償却原価法(利息法)による取得価額の修正を行っております。
市場価格のない株式等
……移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
……時価法
 - (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ①製品・仕掛品
……個別法による原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下の方法)
 - ②原材料
……移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下の方法)
 - ③貯蔵品
……最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産
……定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	13～38年
構築物	10年
機械及び装置	12年
車両運搬具	6年
 - (2) 無形固定資産
……定額法

なお、自社利用目的ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、翌期の賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

販売済み製品に対する保証期間中の無償サービス費用に備えるため、過去の発生実績に基づく見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額及び年金資産残高に基づき計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、自動車メーカー、自動車部品メーカー、タイヤメーカー等の自動車関連メーカーを主な得意先としており、バランシングマシン、シャフト歪自動矯正装置などの生産ライン用試験機や、材料試験機、電気サーボモータ式試験機などの研究開発用試験機の製造・販売を行っております。

当社の履行義務は、主に完成した製品を顧客に供給することであり、原則として、顧客が製品を検収した時点又は契約条件に基づく顧客への製品の引き渡し時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

原則として、製品の国内販売においては主に顧客により製品が検収された時に、製品の輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に履行義務が充足されることから、これらの時点に一時点で収益を認識しております。

認識した収益に係る対価の受領は、履行義務の充足時点から概ね１年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

なお、1つの契約について複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

仕掛品の評価

(1) 計算書類に計上した金額

仕掛品 1,592,836千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の（会計上の見積りに関する注記）仕掛品の評価 に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は千円未満切捨により表示しております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	343,680千円
建物	734,646千円
土地	1,212,275千円
投資有価証券	15,393千円
合計	2,305,997千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	820,000千円
1年内返済予定の長期借入金	608,536千円
長期借入金	1,694,308千円
合計	3,122,844千円

3. 偶発債務

当社の連結子会社である東伸工業株式会社の金融機関からの借入に対する債務保証
150,000千円

4. 有形固定資産の減価償却累計額 1,630,838千円

5. 投資不動産の償却累計額 149,994千円

6. 関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権 22,273千円

短期金銭債務 166,105千円

7. 取締役に対する金銭債権の総額

短期金銭債権 1,417千円

長期金銭債権 5,000千円

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は千円未満切捨により表示しております。

2. 関係会社との取引高

営業取引

売上高

437,624千円

仕入高

806,572千円

販売費及び一般管理費

401,398千円

営業取引以外の取引高

192,799千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は千円未満切捨により表示しております。

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

662,634株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金

324,941千円

棚卸資産評価損

233,424千円

賞与引当金

41,926千円

製品保証引当金

23,624千円

退職給付引当金

51,720千円

役員退職慰労引当金

60,687千円

関係会社株式評価損

47,743千円

その他

38,302千円

繰延税金資産小計

822,370千円

評価性引当額

△676,489千円

繰延税金資産合計

145,880千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金

△69,648千円

その他

△2,924千円

繰延税金負債合計

△72,572千円

繰延税金資産の純額

73,307千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。なお、「防衛特別法人税」の適用による計算書類への影響については、軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東伸工業株式会社	所有直接 100.0%	運転資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 長期貸付金 (注3)	600,000
				債務保証 (注2)	150,000	—	—
子会社	高技 国際計測器 (上海) 有限公司	所有直接 100.0%	販売及びサービス 技術供与 製品及び部品仕 入 役員の兼任	売上高 (注4)	132,171	売掛金	1,692
				原材料仕入 等(注4)	173,063	買掛金	25,858
				業務委託 (注4)	117,669	未払金	33,694

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 相手方との協議により、利息の免除を行っております。

(注2) 銀行借入につき債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受け取っておりません。

(注3) 関係会社長期貸付金に対し、600,000千円の貸倒引当金を計上しております。

(注4) 取引条件は一般の取引先と同様に決定しております。

2. 当社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社三真 (注3)	0.0%	原材料の購入	電気部品等の購入 (注1,2)	687,470	買掛金	35,602

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件は一般の取引先と同様に決定しております。

(注3) 当社社外取締役本田氏及びその近親者が議決権の100.0%を保有する会社であります。

(収益認識に関する注記)

1. 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）に記載した内容と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	521円86銭
2. 1株当たり当期純利益	58円36銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

退職給付に関する注記

(1) 退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度のほか、確定給付企業年金制度（規約型）を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	303,855千円
年金資産残高	△139,589千円
退職給付引当金	164,265千円

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	50,242千円
退職給付費用合計	50,242千円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

国際計測器株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上田 知範
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石田 義浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、国際計測器株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際計測器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

国際計測器株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 知範

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 義浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、国際計測器株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第56期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

国際計測器株式会社	監査役会
常勤監査役 渡 會 賢 二	ⓐ
社外監査役 斎 藤 一 彦	ⓑ
社外監査役 白 石 紀 之	ⓒ

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

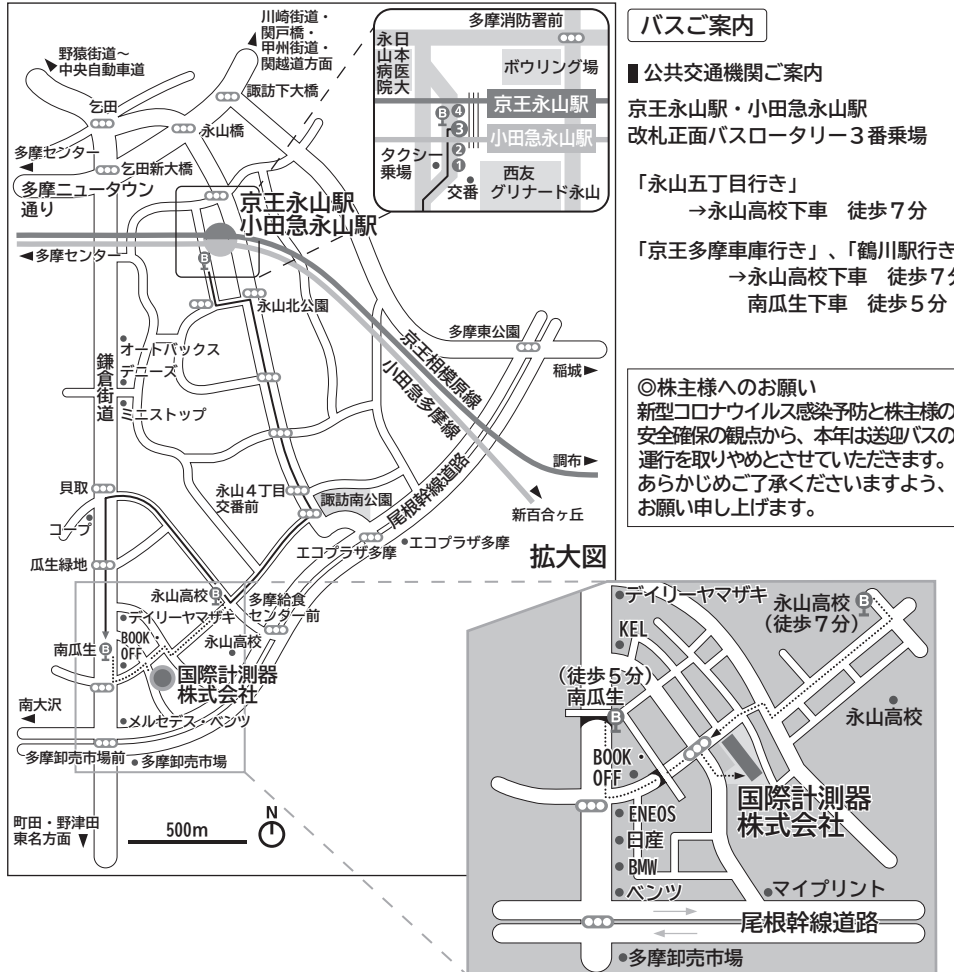
2025年5月23日

国際計測器株式会社	監査役会
常勤監査役	渡 會 賢 二 ㊞
社外監査役	斎 藤 一 彦 ㊞
社外監査役	白 石 紀 之 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都多摩市永山六丁目21番1号 当社 4階 会議室
電話 042-371-4211



- ・総会当日は、弊社正面玄関前に駐車場（20台程度収容可能）をご用意しておりますが、収容台数には限りがございますので、なるべく公共交通機関の利用をお願い申し上げます。
- ・タクシーにご乗車の場合は駅から10分程度で到着します。